

第 65 号議案

令和 6 年 10 月 1 日から同月 30 日までの間における町長の給与の減額に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

町長の給与の減額に関し必要な事項を定める必要があるため。

令和6年10月1日から同月30日までの間における町長の給与の減額に関する
条例

令和6年10月1日から同月30日までの間における町長の給与月額、愛南町特別職の職員で常勤のもの、及び旅費に関する条例(平成16年愛南町条例第47号)第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に定める額からその100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。